

第4号様式（第9条第1項第1号）

工事成績評定表（完成・中間・出来形）

総括監督員

Ⓔ

年 月 日作成

課

工事名																				契約金額(最終)		円													
受注者名		工期 年 月 日 ~ 年 月 日												完成年月日		年 月 日																			
考査項目 ※6		監督員					主任監督員					検査職員(中間) ※10					検査職員(完成) ※11																		
		氏名 Ⓔ					氏名 Ⓔ					氏名 Ⓔ					氏名 Ⓔ																		
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e								
1. 施行体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																													
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																													
2. 施行状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15								
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																						
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																						
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																													
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20								
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25								
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0									
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						(+20.0~ 0)																												
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	(+7.0~ 0)																																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																								
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		. 点					. 点					. 点					. 点																		
評定点 (65±加減点合計) ※1		① . 点					② . 点					③ . 点					④ . 点																		
評定点計		○中間検査がある場合 : (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※ただし、③中間検査が2回以上の場合は平均値 (評定点は、四捨五入により小数第1位までとする) ○中間検査がない場合 : (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 点																																	
加重平均による評定点 ※9		. 点																																	
7. 法令遵守等 ※7		- 点																																	
評定点合計 ※8		点 ○評定点計()点 - 法令遵守等()点 = 点																																	
所見 ※5	[監督員]												[主任監督員]												[検査職員]										

※1 65点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加点合計) = 評定点 (各評定点(①~④)は、四捨五入により少数第1位まで記入する。)

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて主任監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 4., 5., 6.は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。(別紙- 7②参照)

※6 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査職員の評価に先立ち、監督員、主任監督員が行う。

※7 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。

※8 評定合計は、四捨五入により整数とする。

※9 出来形(部分引渡し)の場合に記入する。

※10 出来形(部分払い)において、中間検査を兼ねる場合にも使用する。

※11 出来形(部分引渡し)の場合にも使用する。